

職業安定分科会雇用保険部会（第203回）

参考資料

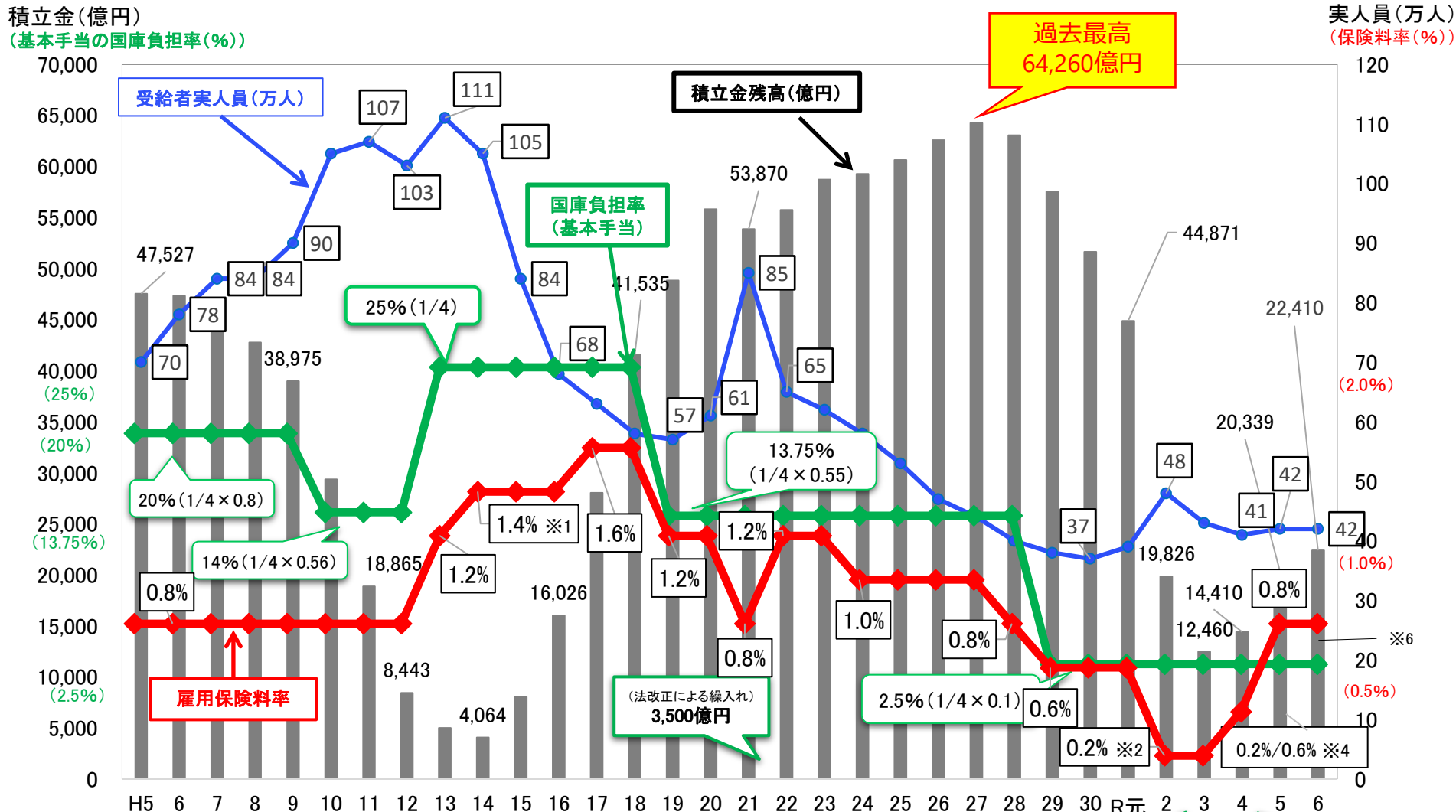
令和7年1月16日

雇用保険制度の現状について

厚生労働省職業安定局雇用保険課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

失業等給付に係る雇用保険料率、国庫負担率、受給者実人員及び積立金の推移



〈令和3年度補正予算による繰入れ〉
1.7兆円

〈令和4年度第2次補正予算による繰入れ〉
0.7兆円

労働保険特別会計雇用勘定における失業等給付関係の収支状況

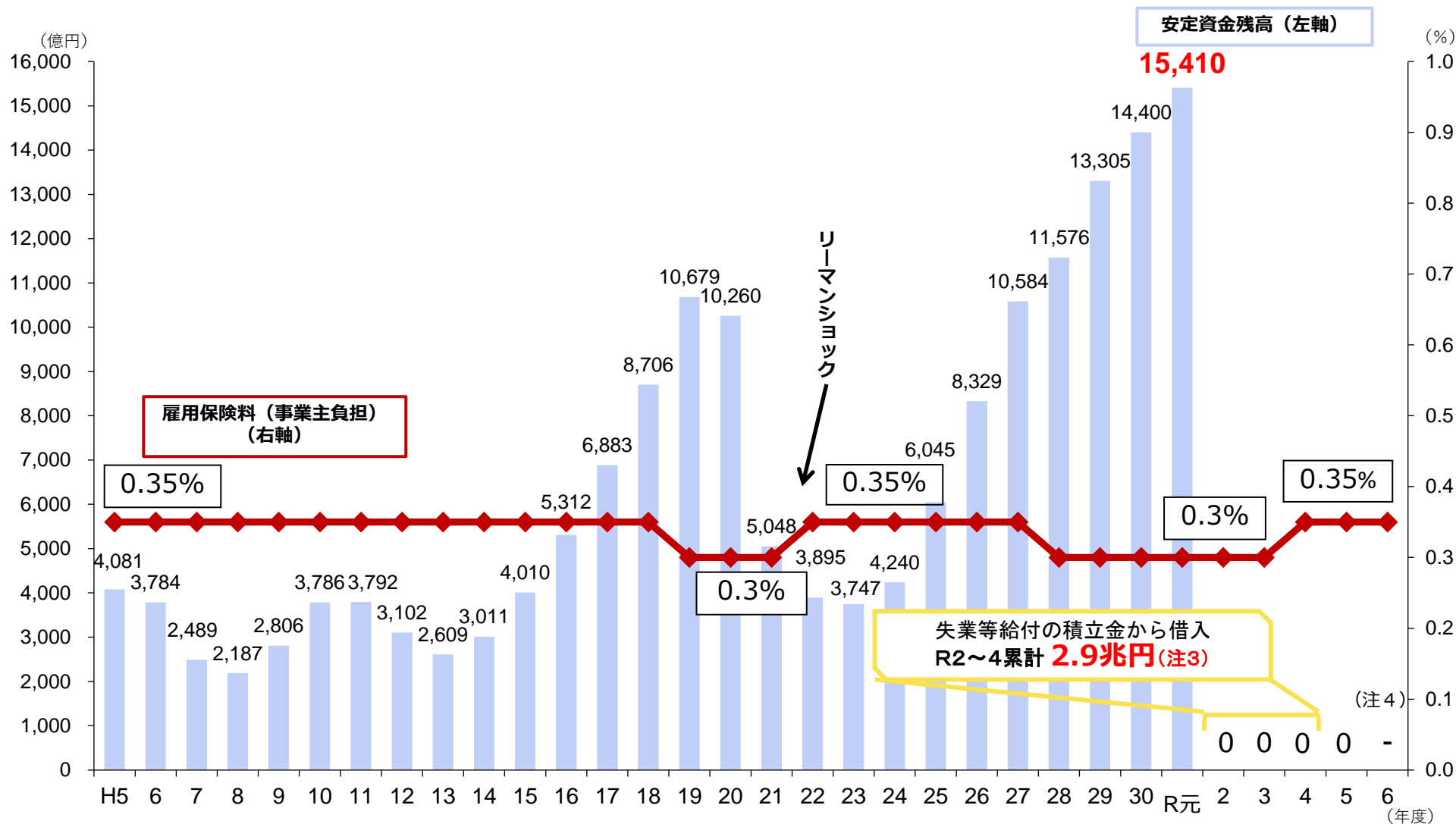
(単位：億円)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度
収 入	4,087	21,600	15,453	16,167
うち 保険料収入	3,809	3,908	7,801	15,885
うち 失業等給付に係る 国庫負担金	230	17,550	7,444	185
支 出	15,180	14,520	12,913	13,450
うち 失業等給付費	13,826	13,093	11,552	11,931
差 引 剰 余	▲ 11,094	7,080	2,540	2,717
雇用安定事業費へ貸し出し ※雇用調整助成金等に充当 (実際の支給額)	▲ 13,951 (30,094)	▲ 14,447 (22,373)	▲ 590 (8,186)	0
雇用安定事業費からの返還	0	0	0	3,212
積 立 金 残 高 (雇用安定事業費へ貸出累計)	19,826 (13,951)	12,460 (28,398)	14,410 (28,988)	20,339 (25,776)

6年度 収支イメージ	7年度 予算案
1.70兆円	1.58兆円
1.67兆円	1.52兆円
0.02兆円	0.02兆円
1.50兆円	1.56兆円
1.27兆円	1.34兆円
0.21兆円	0.02兆円
0	—
0.07兆円	—
2.31兆円 (1.48兆円)	2.33兆円 (1.48兆円)

- (注) 1. 上記表のうち令和2年度～5年度は決算額(翌年度繰越額含む)。令和6年度は前年度の決算及び令和6年度当初予算を踏まえた見込額。令和7年度は予算案。
 2. 令和2年度から育児休業給付にかかる収支を区分している。
 3. 各年度の積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。
 4. 令和7年度予算編成の大臣折衝において取り決められた免除額1兆円を、令和6年度の「雇用安定事業費へ貸出累計」から控除している。
 4. 令和7年度に雇用保険二事業で生じる剰余金の扱いは、令和8年度の予算編成過程において決定するため、「雇用安定事業費からの返還」欄は「—」としている。
 5. 数値は、それぞれ四捨五入している。

雇用安定資金残高及び雇用保険二事業に係る雇用保険料率の推移



(注1) H22年度に失業等給付の積立金から借入れ(370億円)、H24年度決算処理において積立金へ返還。

(注2) 令和2~4年度の安定資金残高には、失業等給付の積立金から借入れ額(R2年度:1兆3,951億円、R3年度:1兆4,447億円、R4年度:590億円)を織り込んでいる。

(注3) 令和5年度までは決算額。

(注4) 令和6年度に雇用保険二事業で生じる剰余金の扱いは未定であるため、「安定資金残高」欄は「-」としている。

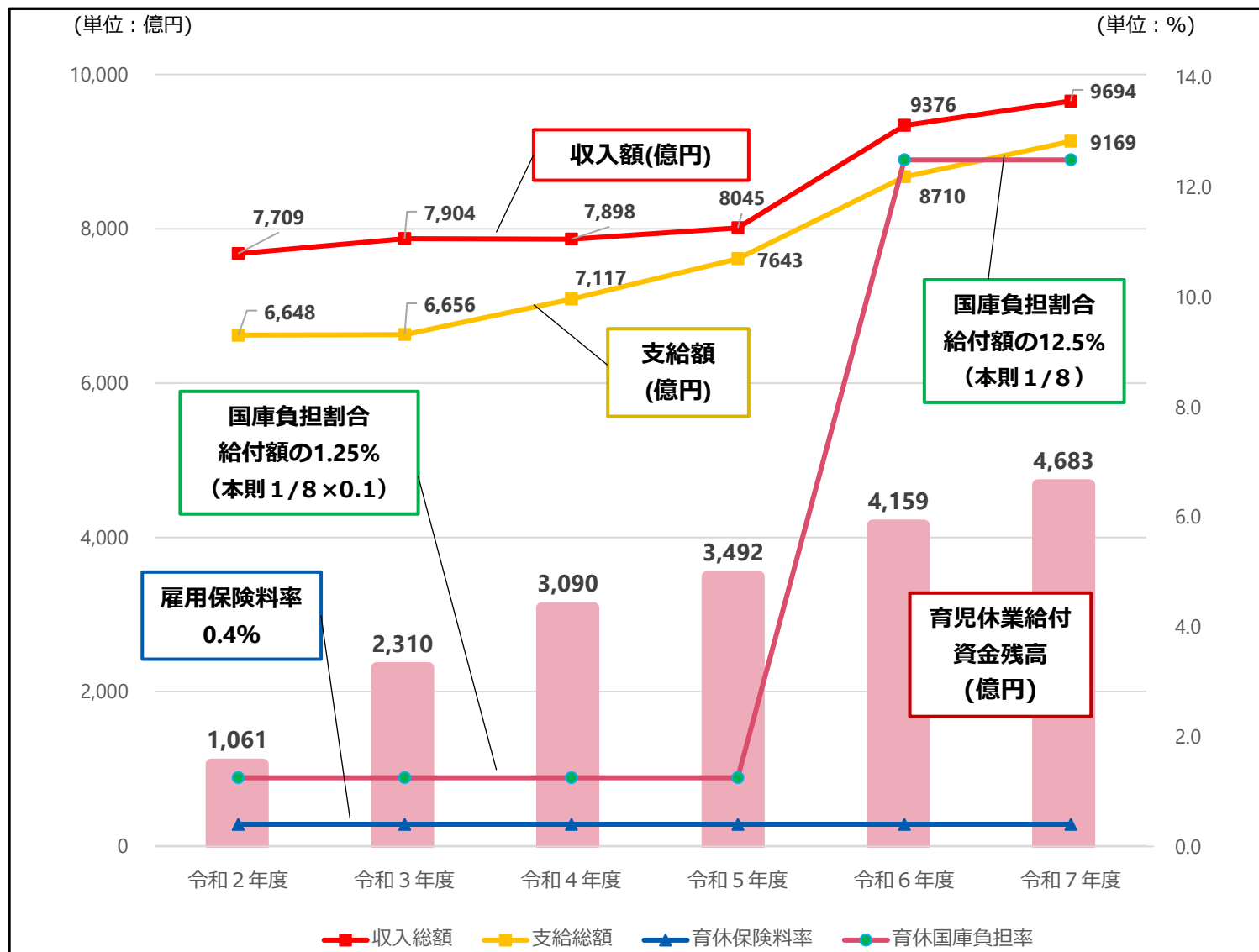
労働保険特別会計雇用勘定における雇用保険二事業関係の収支状況

(単位：億円)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 補正後 収支イメージ	7年度 予算案
収 入	26,900	32,664	14,187	8,558	0.78兆円	0.81兆円
うち 保険料収入	5,709	5,856	6,830	6,975	0.73兆円	0.76兆円
うち 一般会計より受入	6,956	5,227	1,377	0	—	—
うち 積立金より受入 (借り入れ)	13,951	14,447	590	0	0	—
支 出	42,310	32,664	14,187	5,346	0.65兆円	0.63兆円
うち雇用調整助成金等 (うち翌年度繰越 6,687)	36,782	27,333 (うち翌年度繰越 4,960)	8,845 (うち翌年度繰越 659)	557	56億円	130億円
(雇用調整助成金)	36,374	26,613	8,356	531		
うち 上記以外	5,528	5,330	5,342	4,789	0.64兆円	0.62兆円
差 引 剩 余	▲15,410	0	0	3,212	0.13兆円	0.18兆円
積 立 金 へ 返 還	0	0	0	3,212	0.07兆円	—
安 定 資 金 残 高 (積立金からの借り入れ累計額)	0 (13,951)	0 (28,398)	0 (28,988)	0 (25,776)	0.07兆円 (1.48兆円)	0.07兆円 (1.48兆円)

- (注) 1. 上記表のうち令和2年度～5年度は決算額(翌年度繰越額含む)。令和6年度は前年度の決算及び令和6年度当初予算を踏まえた見込額。令和7年度は予算案。
 2. 令和2年度、令和3年度及び令和4年度の雇用調整助成金等の支出額において、令和2年度から令和3年度に繰り越して支出する額6,687億円、令和3年度から令和4年度に繰り越して支出する4,960億円、令和4年度から令和5年度に繰り越して支出する額659億円がそれぞれに含まれている。
 3. 令和6年度予算において、令和2年度から令和4年度に雇用調整助成金等の費用の一部として一般会計から繰り入れられた残余を返還予定であるが、当該金額は含まれていない。
 4. 令和7年度予算編成の大臣折衝において取り決められた免除額1兆円を、令和6年度の「積立金からの借り入れ累計額」から控除している。
 5. 数値は、それぞれ四捨五入している。

育児休業給付に係る 雇用保険料率、国庫負担割合、支給額及び育児休業給付資金残高の推移



(注1) 令和2年度から令和5年度までは、決算値である。

(注2) 令和6年度は、前年度の決算及び令和6年度当初予算を踏まえた見込額である。令和7年度は概算要求額である。

(注3) 育児休業給付の収支は、令和2年度以降、失業等給付と区分している(令和2年の雇用保険法改正)。

子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定の収支状況

(単位：億円)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 収支イメージ	7年度 予算案
収 入	7,709	7,904	7,898	8,045	0.94兆円	1.07兆円
うち 保険料収入	7,615	7,812	7,799	7,941	0.83兆円	0.86兆円
うち 育児休業給付に係る 国庫負担金	81	79	88	93	0.11兆円	0.11兆円
うち 子ども・子育て支援 勘定からの繰入金	-	-	-	-	-	0.08兆円
支 出	6,648	6,656	7,117	7,643	0.87兆円	0.98兆円
うち 育児休業給付	6,437	6,452	6,948	7,494	0.86兆円	0.89兆円
うち 出生後休業支援給付	-	-	-	-	-	0.02兆円
うち 育児時短就業給付	-	-	-	-	-	0.05兆円
差 引 剰 余	1,061	1,249	780	402	0.07兆円	0.09兆円
育 児 休 業 給 付 資 金 残 高	1,061	2,310	3,090	3,492	0.42兆円	0.50兆円

(注) 1. 上記表のうち令和2年度～5年度は決算額。令和6年度は、前年度の決算及び令和6年度当初予算を踏まえた見込額である。令和7年度は予算案。

2. 令和6年度までは、労働保険特別会計雇用勘定における育児休業給付関係の数値。

3. 「子ども・子育て支援勘定からの繰入金」は、子ども・子育て支援納付金及び子ども・子育て支援特例公債の発行収入金。

4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

(参考) 雇用保険料の弾力条項について

- 令和5年度決算を踏まえ、令和7年度の保険料率を弾力条項の適用による保険料率の変更があるかを確認したところ、失業等給付に係る保険料率と育児休業給付に係る保険料率は引下げ可能となっている。

失業等給付

$$2 < \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})}{\text{失業等給付費等} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})}$$

⇒ 保険料率引下げ可能
(→ -4/1000まで)

$$1 > \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})}{\text{失業等給付費等} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})}$$

⇒ 保険料率引上げ可能
(→ +4/1000まで)

※ 令和5年度決算額による計算 = 2.23

二事業

$$1.5 < \frac{(\text{保険料収入} - \text{二事業に要する費用}) + \text{当該年度末雇用安定資金}}{\text{二事業に係る保険料収入}}$$

⇒ 保険料率引下げ
(→ -0.5/1000)

⇒ 更なる引下げ可能
(→ -0.5/1000)

(労政審での議論)

※ 令和5年度決算額による計算 = 0.35

育児休業給付※

$$1.2 < \frac{\text{当該年度末積立金} + (\text{翌年度の保険料収入 (見立て)} + \text{翌年度の国庫負担額 (見立て)} - \text{翌年度の育児休業給付費 (見立て)}) + (\text{翌々年度の保険料収入 (見立て)} + \text{翌々年度の国庫負担額 (見立て)})}{\text{翌々年度の育児休業給付費}}$$

⇒ 保険料率を4/1000とすることが可能

(= 当該年度の育児休業給付費 + (翌年度における給付費の伸び (見立て)) + (翌々年度における給付費の伸び (見立て))))

※ 令和5年度決算額による計算 = 1.54

※育児休業給付に係る保険料率については、令和6年の法改正により、令和7年度から本則を0.5%に引き上げつつ、保険財政の状況に応じて、0.4%に引き下げる仕組みが導入された。

令和7年度の雇用保険料率（案）

	令和6年度	令和7年度
雇用保険料率（全体）	1.55% ^{※1}	1.45% ^{※2}
（内訳）		
失業等給付費等充当徴収保険率	0.8% ^{※3}	0.7% ^{※4}
育児休業給付費充当徴収保険率	0.4%	0.4%
二事業費充当徴収保険率	0.35% ^{※5}	0.35% ^{※5}

※1 農林水産業及び清酒製造業は1.75%、建設業については1.85%。

※4 農林水産業、建設業及び清酒製造業は、0.9%。

※2 農林水産業及び清酒製造業は1.65%、建設業については1.75%。

※5 建設業は、0.45%。

※3 農林水産業、建設業及び清酒製造業は、1.0%。

（注1）失業等給付費等充当徴収保険率及び育児休業給付費充当徴収保険率は、労使折半で負担。二事業費充当徴収保険率は、事業主のみが負担。

（注2）失業等給付費等充当徴収保険率は、法律上、0.8%と定められているが、弾力倍率が、基準を超える場合は0.4%まで引き下げることが、基準を下回る場合は1.2%まで引き上げることが、可能となっている。令和5年度決算を踏まえた弾力倍率が基準を超えたことを踏まえ、0.8%から0.7%に引き下げる。

（注3）育児休業給付費充当徴収保険率は、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）により、令和7年度から保険料率を現在の0.4%から0.5%に引き上げる一方、実際の保険料率は弾力倍率が基準を上回る場合は0.4%に引き下げることが可能な仕組みが導入された。令和5年度決算を踏まえた弾力倍率が基準を超えたことを踏まえ、0.4%に引き下げ、現在と同じ保険料率とする。

（注4）二事業費充当徴収保険率は、法律上、0.35%と定められているが、弾力倍率が、基準を超える場合は0.05%引き下げることとなっており、更に必要がある場合には0.25%とすることが可能となっている。令和5年度決算を踏まえた弾力倍率は基準を超えなかったため、0.35%となる。

失業等給付に係る保険料率の推移

	実際の料率	下限	原則	上限	
昭和50年度	10/1,000(原則)	8/1,000	10/1,000	12/1,000	雇用保険法制定
昭和54年度	11/1,000				弾力
平成4年度	9/1,000				弾力
平成5年度	8/1,000	－	8/1,000	－	法改正・弾力凍結(暫定)
平成13年度	12/1,000(原則)	10/1,000	12/1,000	14/1,000	法改正／弾力を支出対比方式に変更
平成14年度後期	14/1,000(上限)				弾力
平成15年度	14/1,000(原則)	12/1,000	14/1,000	16/1,000	法改正(2年間の暫定)
平成17年度	16/1,000(原則)	14/1,000	16/1,000	18/1,000	(暫定措置終了)
平成19年度	12/1,000(下限)	12/1,000	16/1,000	20/1,000	法改正／弾力
平成21年度	8/1,000	－	8/1,000	－	法改正・弾力凍結(1年間の暫定)
平成22年度	12/1,000(下限)	12/1,000	16/1,000	20/1,000	弾力
平成24年度	10/1,000(下限)	10/1,000	14/1,000	18/1,000	法改正／弾力
平成28年度	8/1,000(下限)	8/1,000	12/1,000	16/1,000	法改正／弾力
平成29年度	6/1,000(下限)	6/1,000	10/1,000	14/1,000	法改正(3年間の暫定)／弾力
令和2年度	2/1,000(下限)	2/1,000	6/1,000	10/1,000	法改正(2年間の暫定)／弾力
令和4年度前期	2/1,000	0/1,000	2/1,000	6/1,000	法改正(1年間の暫定)
令和4年度後期	6/1,000	2/1,000	6/1,000	10/1,000	
令和5年度	8/1,000	4/1,000	8/1,000	12/1,000	(暫定措置終了)
令和6年度	8/1,000	4/1,000	8/1,000	12/1,000	

※令和2年法改正により、育児休業給付を失業等給付から独立させ、育児休業給付に係る保険料率(4/1,000)を設定し、区分経理を行っている。